

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律
規制の名称	1 農地中間管理機構に係る手続の簡素化 2 認定農業者である農地所有適格法人の要件の特例的緩和 3 農用地利用規程の特例に係る制度の新設 4 農地の利用の集積に支障を及ぼす転用の不許可要件への追加
規制の区分	新設、改正（拡充、緩和）
担当部局	農林水産省経営局経営政策課、農地政策課、農村振興局農村政策部農村計画課
評価実施時期	平成 31 年 2 月
規制の目的、内容及び必要性等	1 農地中間管理機構に係る手続の簡素化 農地中間管理機構（以下「機構」という。）について、事務手続が煩雑で手間が掛かるなど、現場から手続の簡素化を求める意見が寄せられている。当該課題について手当てをしなければ、農業者が機構を十分に活用することができず、担い手への農地の集積・集約化が進まずに食料の安定供給を達成できないおそれがある。 このため、機構による農地の借入れ・転貸について、現行では 2 つの計画（市町村の農用地利用集積計画（以下「集積計画」という。）と機構の農用地利用配分計画（以下「配分計画」という。））が必要となるが、市町村の集積計画のみで一括して権利設定を可能とする仕組みを創設する等の措置を講じる。 2 認定農業者である農地所有適格法人の要件の特例的緩和 法人の行う農業の規模拡大や広域化が進み、経営ノウハウを有する役員が複数のグループ会社の農業に従事するケースが出てきているが、現行の農地所有適格法人の制度上、経営ノウハウを有する役員が兼務できる法人数が限られることが課題となっており、当該課題について手当てをしなければ、農地の集積・集約化の前提となる担い手の育成・確保が進まないおそれがある。 このため、農業経営基盤強化促進法における農地所有適格法人に係る農地法の特例規定を拡充し、認定農業者である農地所有適格法人について、役員の農業常時従事要件を特例的に緩和する。

	3 農用地利用規程の特例に係る制度の新設 農用地利用改善事業について、現行制度においては、地域の農地利用を促進する上で重要である地域の話合いによって定められた事項を担保することができないことから、担い手への農地の集積・集約化が進まないおそれがある。 このため、農用地利用改善団体が、地域の地権者の3分の2以上の同意を得た上で、利用権の設定等を進めるべき認定農業者等を位置付けた農用地利用規程を作成して市町村の認定を受けた場合には、当該事業の実施区域内の地権者は、農用地について当該認定農業者及び農地中間管理機構以外のものに対して利用権の設定等を行ってはならないこととし、この規定に違反した場合には50万円以下の過料を科すものとする。 4 農地の利用の集積に支障を及ぼす転用の不許可要件への追加 現行制度では、担い手に対する農地の利用の集積を行うことについて地域における一定程度の合意がある農地を転用するといった農地の利用の集積に支障を及ぼす農地転用が行われるおそれがあり、地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を生じ、地域における担い手に対する農地の利用の集積が進まないおそれがある。 このため、農地転用の不許可要件について、地域における担い手に対する農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合を追加する。
想定される代替案	1 本改正は、機構に係る手続の簡素化を行うものであり、手続に関する規制を緩和する以外の手段では目的を達成することができない。 2 本改正は、現行の農地所有適格法人の要件を特例的に緩和するものであり、要件を緩和する以外の手段では目的を達成することができない。 3 団体の自発的取組を推奨する等の手段（非規制の政策手段）をとる場合、話合いで決めた内容を担保する措置がないために、相続により農地を取得した者や話合いに参加していない者が担い手以外に農地の譲渡や転用を行うおそれがあり、地域の担い手への農地の集積・集約化が進行しないおそれがある。 4 現行の不許可要件（農地法第4条第6項第4号及び第5条第2項第4号）において、地域における担い手に対する農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合等が含まれ得ることから、技術的助言によってそれを明確化することも考えられる。

		他方、担い手に対する農地の利用の集積が喫緊の課題となる中、同一の事業に供するために行う4ha以下の転用が自治事務であることに鑑みれば、それを法令上追加する方が、地方公共団体間の解釈に相違が生じないこと、国民の予見性等が高まることも相まって、担い手に対する農地の利用の集積等が促進されることから、農地法を改正し、新たに不許可要件として追加するとしたところである。	
直接的な費用の把握		要素	代替案の場合
	遵守費用	1 本改正は機構に係る手続を簡素化するものであり、機構を利用する農業者が負担することとなる新たな遵守費用は生じない。 2 本改正は認定農業者である農地所有適格法人の要件を特例的に緩和するものであり、当該特例を活用する農地所有適格法人が負担することとなる新たな遵守費用は生じない。 3 本改正によって農用地利用規程に参加する者が規程の遵守のために見回り等の義務を負うものではないことから、新たな遵守費用は生じない。 4 都道府県知事等が転用許可の可否を判断する際の基準を追加するに過ぎないことから、農業者が負担することとなる新たな遵守費用は生じない。	1 — 2 — 3 農用地利用規程に参加する者が規程の遵守のために見回り等の義務を負うものではないことから、新たな遵守費用は生じない。 4 都道府県知事等が転用許可の可否を判断する際の基準を技術的助言によって明確化するに過ぎず、農業者が負担することとなる新たな遵守費用は発生しない。
	行政費用	1 本改正は機構に係る手続を簡素化するものであり、行政として新たにモニタリングを行う必要は発生しないことから、新たに行政費用は生じない。 2 本特例は農地所有適格法人の要件を特例的に緩和したものであり、要件について農業委員会による確認の在り方が変わるだけで、費用自体が追加的に発生することはない。 3 農用地利用規程の特例に係る認定は、現行の農用地利用規程の認定の事務に加えて、2週間の縦覧を行う手続が追加となっている。	1 — 2 — 3 団体の自発的取組によるため、新たに行政費用は発生しない。

		縦覧は、同意市町村が当該市町村のホームページ等に掲載するなどの事務手続を行うことを想定しており、この場合、1件当たり5,000円程度の費用が発生するものと推計される。 4 都道府県知事等が転用許可の可否を判断する際の基準が追加されることにより、当該判断に係る行政費用は増加が見込まれるが、転用許可に係る手続を新たに追加するものではなく、審査の基準を追加するに過ぎないことから、行政費用の増加は軽微である。	4 都道府県知事等が転用許可の可否を判断する際の基準が追加されることにより、当該判断に係る行政費用は増加が見込まれるが、転用許可に係る手続を新たに追加するものではなく、審査の基準を明確化するに過ぎないことから、行政費用の増加は軽微である。
直接的な効果（便益）の把握	1 農地中間管理機構に係る手続の簡素化 ① 機構の手続の利便性が向上することから、農地中間管理事業の促進が図られることが見込まれ、担い手への農地の集積・集約化が加速化することによる農地の利用の収益効果が見込まれる。 ② 機構に係る手続に要する行政費用や機構を利用する農業者にとっての事務負担が軽減する効果が見込まれる。 2 認定農業者である農地所有適格法人の要件の特例的緩和 生産方法や経営ノウハウの円滑な共有によってグループ会社内での技術移転が実現し、農地所有適格法人の生産性が向上する効果が見込まれる。 3 農用地利用規程の特例に係る制度の新設 ① 担い手に対して農地が集積されることにより、当該農地が耕作放棄地等にならずに農地として利用され、耕作が行われることによって発生する収益効果が見込まれる。 ② 農地が集約化されることにより、担い手が効率的な作業を行うことが可能となって生産性が向上する効果が見込まれる。 4 担い手に対する農地の利用の集積の対象となる農地等が確保さ	1 — 2 — 3 話合いで決めた内容を担保する措置がないために、相続により農地を取得した者や話合いに参加していない者が担い手以外に農地の譲渡や転用を行うおそれがあり、必ずしも担い手への農地の集積・集約化が進行するとはいえない。 4 地方自治体間の解釈に相違が生じうること、国民の	

	れ、担い手に対する農地の利用の集積が促進される。また、地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用が促進される。	予見性等が高まらないことなどから、現場での混乱を招く可能性があり、必ずしも担い手に対する農地の利用の集積が促進されるとはいえない。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	副次的な影響及び波及的な影響は見込まれない。	副次的な影響及び波及的な影響は見込まれない。
費用と効果（便益）の関係	1 農地中間管理機構に係る手続の簡素化 （遵守費用） 遵守費用は発生しない。 （行政費用） 行政費用は発生しない。 （効果（便益）） ① 農地が担い手によって耕作されることによる収益効果は 147 千円/a 程度である。 ②－1 集積計画のみで一括して権利設定を行う際の配分計画の作成費用 7.5 万円や機構の業務委託に係る承認の費用 3 万円などの行政費用の軽減が発生する。 ②－2 機構を利用する農業者は年に 1 回利用状況報告を行う義務を廃止することにより、7,000 円程度の負担軽減となる。 以上により、明らかに便益が費用より大きいものと考えられる。 2 認定農業者である農地所有適格法人の要件の特例的緩和 （遵守費用） 遵守費用は発生しない。 （行政費用） 行政費用は発生しない。 （効果（便益）） 生産方法や経営ノウハウの円滑な共有によってグループ会社内での技術移転が実現し、例えば稲作を行うグループ会社内において役員が兼務した場合、認定農業者である農地所有適格法人の生産性は約 40%上昇する。	

以上により、明らかに便益が費用より大きいものと考えられる。

3 農用地利用規程の特例に係る制度の新設

(遵守費用)

遵守費用は発生しない。

(行政費用)

縦覧 1 件につき約 5,000 円の行政費用が発生する。

(効果(便益))

- ① 担い手に対して農地が集積されることにより、当該農地が耕作放棄地等にならずに農地として利用され、耕作が行われることによって発生する収益効果については、農地を引き受けた担い手がその農地に野菜を作付けした場合、14,700 千円程度の効果が発生すること
- ② 農地が集約化されることにより、担い手が効率的な作業を行うことが可能となって生産性が向上する効果については、約 40%の作業の省力化の効果があること

以上により、明らかに便益が費用より大きいものと考えられる。

4 農地の利用の集積に支障を及ぼす転用の不許可要件への追加

(遵守費用)

都道府県知事等が転用許可の可否を判断する際の基準を追加するに過ぎないことから、農業者が負担することとなる新たな遵守費用は生じない。

(行政費用)

転用許可に係る手続を新たに追加するものではなく、審査の基準を追加するに過ぎないことから、行政費用の増加は軽微である。

(効果(便益))

- ① 農地の利用の集積に支障を及ぼす農地転用が不許可とされることで、当該農地が引き続き農地として利用されることにより、10a 当たり 147 千円程度の効果(便益)が発生する。
- ② 担い手に対する農地の利用の集積が進むことで、農地の効率的利用が可能となり、最大約 40%の省力化が可能となる。

	以上により、明らかに便益が費用より大きいものと考えられる。
その他の関連事項	なし
事後評価の実施時期等	改正法附則等において、改正法施行後、５年を目途に検討を行う条項を規定する予定である。
備考	